

個人生活を刺激する流行情報誌

日経トレンド

TRENDY

3

MARCH 1999

業界キーマン300人がズバリ見通す

今年のヒット商品 完全予測



顧客囲い込み策はこう利用しろ!

ポイント獲得必勝法

エアライン、ホテル、百貨店、銀行…

情報収集からリスクの見分け方まで

競売を究める

携帯情報機器は〈持ち歩く〉から〈着けて歩く〉へ

ウェアラブル情報機器大集合

オフタイム料金を狙え!

一般市場より3割安い!?

失敗しない競売不動産取得術

競売不動産取得術

不動産取得方法の一つとして、競売が注目を集めている。通常の不動産取引よりも安く手に入ることが人気を呼び、サラリーマンやOLなど個人の参加者も増加している。

競売不動産の現状から諸手続き、増えている代行業者の実態と利用法、さらには実際に競売で不動産を購入した個人のケースも交え、不動産競売取得について探った。

競売は住宅取得の一手になるか?

ここ数年、裁判所が扱う競売物件数は伸び続けている。

そもそもバブル時代、「不動産は値上がりする」という神話信じ、個人も含め実力以上の高額物件を取得した。

しかしその後、景気の悪化とともに質金カットやリストラでローンは払えないと、しかも物件は購入価格より数千万円も下落、壳つてもまだローンが残る状態。自己破産が相次ぎ、夢のマイホームは競売行き――。こんな背景がある。

不動産業者も競売物件には大いに注目している。というのも不景気で住宅取得者の買い替えが激減、新たなビジネスの「種」となる物件そのものが通しなくなつたわけだ。業者は物件を求めているのだ。競売物件は一般に市場より3割程度は安く手に入ると言われており、物件を安くしかも「バブル時代に建築された現在ではなかなかお目にかかるない物件」(庄司利浩・アットホーム企画営業部長)も手に入れることが、競売では可能だからだ。

競売物件の扱い数は、東京地裁では98年は史上最多を記録(山崎恒・同裁判官)といふ勢い。グラフからわかるように、全体の件数の伸びに比例して、個人の落札件数も伸びている。

不動産金融のシンクタンク三友システム研究所の調べによると、東京地裁で98年上半期(4月~9月)に入札が行われた物件はマンション、土地、戸建て住宅やビル等合わせて75

件。これは、1995年(2447件)、1996年(4556件)と比べて、年々増加の一途を辿っている。1997年は、1481件(26.8%)と過去最高となり、過去3年間の個人落札件数の推移は以下の通り。

「競売物件には、確かに市場相場よりかなり安い。次ページ4つのグラフ定されている。(1)市場価格よりも3割程度は低価格になつていていると言えるだろう。土地や土地付き建物でも1000万円~3000万円のゾーンが最も多い」というのが現状だ。

これまで金融機関のローンが組めなかつた競売物件にローンの道が開かれなど競売不動産は制度的には整つた。ただ、まだ個人が一人で取得するには様々なハードルがある。「裁判所が中心の情報公開場所をもつと繁華街にも進出させる、1日でもいいから内覧を許可する、個人が落札したケー

スについては裁判所と宅建協会が協力して相談制度を設けるなどすれば、も

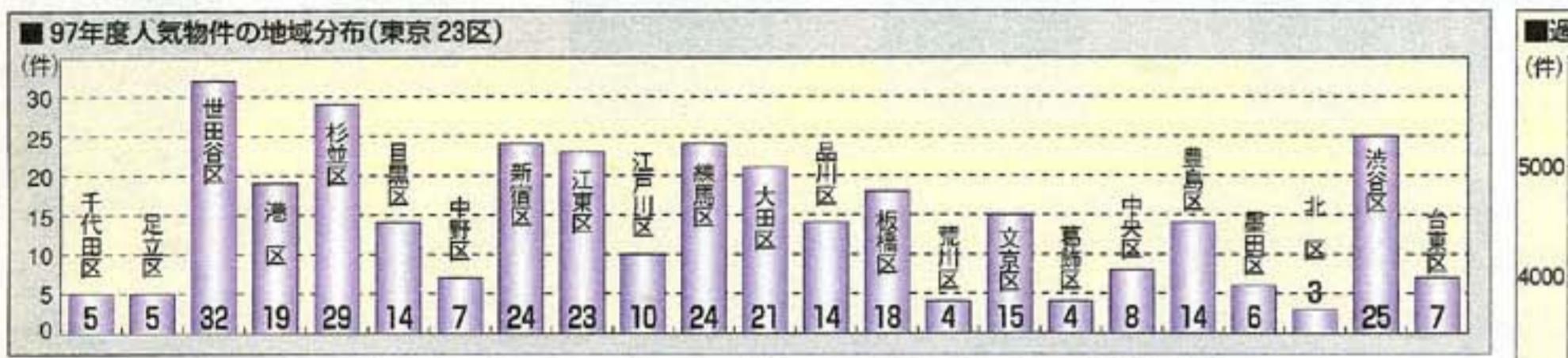
っと個人が落札しやすくなる」(三友シ

ステム不動産金融研究所の井上社長)と、さらなる改善が望まれる。



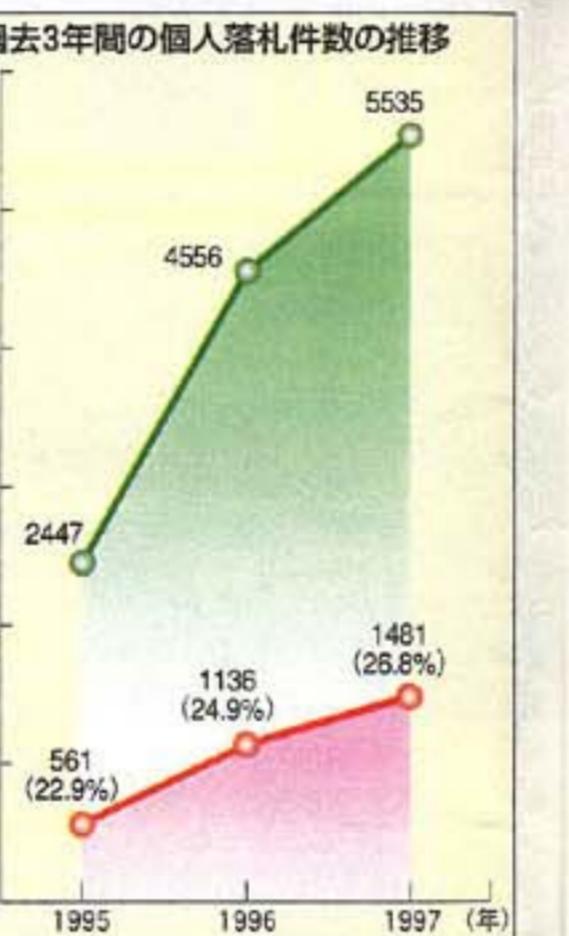
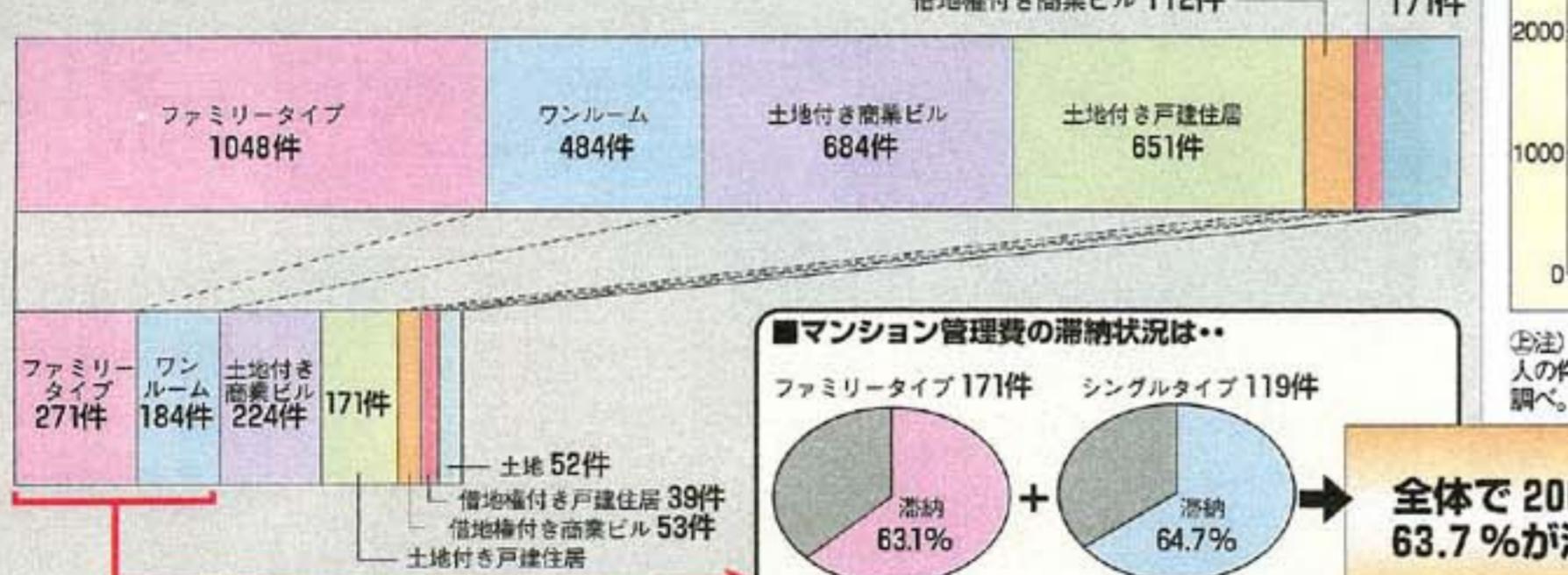
不動産取得方法の一つとして、競売が注目を集めている。通常の不動産取引よりも安く手に入ることが人気を呼び、サラリーマンやOLなど個人の参加者も増加している。

競売不動産の現状から諸手続き、増えている代行業者の実態と利用法、さらには実際に競売で不動産を購入した個人のケースも交え、不動産競売取得について探った。



注) 東京オークションフォーラムの調査による。97年6月から11月までに、1物件につき10本以上の入れがあった人気物件が対象。

■ 98年上半年の物件別落札状況



(注) 緑の折れ線は全体、赤の折れ線は個人の件数。三友システム不動産金融研究所調べ。東京地方裁判所別。個人には、法人でも個人名で落札しているケースも含む。
※注) 三友不動産金融研究所調べ。対象としたのは、98年4月~9月に東京地方裁判所で開札された物件

デメリットとしては、①ほとんどの場合物件の内覧ができない、②入札時に最低売却価格の約20%を保証として提供しなくてはならない、③物件自体に欠陥があった時の修理費、管理費等の滞納があつても全て買取側が負担しなくてはならない、④所有者や第三者が占有しており物件の明渡しがスムーズに行われないことがある。裁判所に依頼した場合、業者への手数料が発生する、等だ。

裁判所の閲覧室で物件資料を見てみるとよくわかるが、マンションの場合手数料等の滞納は非常に多い。三友システム不動産金融研究所の調べでも、

個人が落札した物件のうち6割以上が滞納物件だ(グラフ参照)。滞納分は買受け人が支払わなくてはならない。また、よく言われる引渡しの際の「占有」問題。当座の引渡し費用といふことで数十万円の現金が必要になるケースも多い。いくら必要かはケースバイケースだが、「物件価格の3%+6万円」という不動産仲介料が一つの目安(アットホーム・庄司氏)という。

その場で決着がつかない場合は裁判所に「引渡命令」を出してもらつたり、それでもダメなら「強制執行」手続きがとられる。しかしこれらの費用はやはり全て買受け人サイドが払わなくてはならない。

一方のメリットは、主に価格に関するところが多い。先に述べたような競売物件の特徴性を考慮し、まず競売物件は①市場価格よりも3割程度は安く設定されている、②不動産業者を通さないので、仲介料や報酬が一切かからない等だ。仲介料は通常物件価格の3%+6万円と決められている。通常の不動産取引きで3000万円の物件を購入する場合だと96万円もかかることがあるが、競売物件にはこれがからない。実際にいくらくらいの物件が出るのかといえば、これは確かに市場相場よりかなり安い。次ページ4つのグラフ定義では、仲介料は通常物件価格の3%+6万円と決められている。通常の不動産取引きで3000万円の物件を購入する場合だと96万円もかかることがある。土地や土地付き建物でも1000万円~3000万円のゾーンが最も多い」というのが現状だ。

これまで金融機関のローンが組めなかつた競売物件にローンの道が開かれなど競売不動産は制度的には整つた。ただ、まだ個人が一人で取得するには様々なハードルがある。「裁判所が中心の情報公開場所をもつと繁華街にも進出させる、1日でもいいから内覧を許可する、個人が落札したケー

■戸建て、マンションの落札事例

落札者、物件所在地	落札価格(最低売却価格)	物件内容
H・S氏(36歳)、千葉県船橋市	4157万円(3960万円)、98年2月落札	東葉高速鉄道・駅徒歩15分。土地215m ² 、建物141m ² (2F建て)築19年
K・S氏(62歳)、千葉県市川市	2441万円(2138万円)、96年11月落札	JR総武線・M駅バス5分、徒歩5分。土地107m ² 、建物86m ² (2F建て)築14年
A・H氏(59歳)、埼玉県大宮市	820万8888円(756万円)、98年10月落札	JR川越線・S駅徒歩5分。3DKマンション(55m ²)築19年
T・S氏(57歳)、東京都練馬区	1846万7532円(1835万円)、97年3月落札	西武池袋線・O駅バス10分、徒歩3分。土地86m ² 、建物83m ² (2F建て)築10年

注) 99年1月調べ。H・S氏とK・S氏は朝日ホーム、A・H氏は東京オークションフォーラム、T・S氏は日本サクセションに代行を依頼し、それぞれ取得

■練馬区のT・S氏が落札した4LDK



●97年2月開札、3ヶ月売却許可決定、5月入居●入札3回目で落札。債務者が失踪したため空家状態で、立ち退き料の請求なし●代行会社への支払手数料約58万円、諸税・約74万円、リフォーム・約110万円●自宅住居として購入。家族構成・妻と子の3人、職業・自営業●間取り・1F和室6.5畳、LDK約10畳、2F洋室5.5畳×2、和室6畳。約9.7mのロフトあり

■K・S氏が落札した市川市の4LDK



●96年11月開札、同月売却許可決定、3月引渡し●入札1回目で落札。債務者への立ち退き料70万円●代行会社への支払手数料・約163万円、諸税・約100万円、リフォーム・約200万円●自宅住居として購入。家族構成・母と2人、職業・会社員●間取り・1F洋室約10畳、和室8畳と6畳、DK8畳、2F洋室6.5畳と7.5畳、和室6畳、納戸2.2畳、和室6畳

■A・H氏が落札した大宮市の3DKマンション



●98年10月開札、同月売却許可決定、12月引渡し●入札1回目で落札。占有者は善意の第三者で、継続して賃貸契約●代行会社への支払手数料25万円、諸税・約40万円●自営の会社資産として購入。6万8000円で賃貸●間取り・和室6畳×2、洋室約4.5畳、DK1枚



■H・S氏が落札した船橋市の6DK



●98年2月開札、同月売却許可決定、4月引渡し●入札2回目で落札。債務者への立ち退き料70万円●代行会社への支払手数料274万円、諸税・約140万円、リフォーム・約300万円●自宅住居として購入。家族構成・母と2人、職業・会社員●間取り・1F洋室約10畳、和室8畳と6畳、DK8畳、2F洋室6.5畳と7.5畳、和室6畳、納戸2.2畳

志村M・K氏が98年10月に入札を計画していた茂原市内のアパート



文／塩川みすゞ、photo／羽切利夫、高山透、大高和康

実勢価格の3割安といわれる競売物件だが、代行会社への支払手数料・実費ほか、登録免許税などを合計すると、「実際のところ、市価の一割から一割半程度の安さと考えたほうが順当」と大徳産業の鈴木社長は言う。一般消費は最低売却価格にばかり目が行きがちだが、何%程度上乗せすれば所有するかも考慮する必要がある。そこで競売戸建てを取得した事例を取材した。もちろん、住居として使えるようになるかも考慮する必要がある。

「戸建てを取得した事例を取材した。もちろん、住居として使えるようになるかも考慮する必要がある。そこで競

売戸建てを取得した事例を取材した。もちろん、住居として使えるようにな

るかも考慮する必要がある。そこで競

売戸建てを取得した事例を取材した。もちろん、住居として使えるようにな

るかも考慮する必要がある。そこで競